

亀山市告示第177号

亀山市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年10月14日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成27年亀山市告示第145号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の（3）中「第15条第2項」を「第15条3項」に、「第7条第3項」を「第15条第3項」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。